

第20話 「幸せのための遺言書の使い方」

(株) 三商 内藤 雄

Aさんには、先妻Bさんとの間に子Cさんがいます。後妻Dさんとの間には子E・Fさんがいます。Cさんは、幼い頃から母に「お父さんは死んだ」と聞かされてきました。今は、年老いた母親と2人で平穏に暮らしています。Aさんは、全ての財産を妻Dと子E・Fに相続させる遺言をして亡くなりました。この財産は、Aさんと後妻のDさんが築いてきたものです。この場合、法律上の相続人は、CDEFの4人です。

この遺言が「自筆証書遺言」だと、「検認」の手続きが必要になります。検認の目的は、遺言の執行前に遺言書の状態を確認し、後日の偽造・変造を予防し、その保存を確実にすることにあります。相続人から検認の申立てがあると、家庭裁判所は相続人全員に通知します。そして、相続人は決められた日に裁判所に出かけます。全員の前で遺言書が開封されます。検認を終えると、検認調書が作成されます。この検認調書に遺言書のコピーが添付されます。検認しなくても遺言書や遺言執行が無効になることはありませんが、この検認調書がないと相続登記ができません。

Cさんは、裁判所からの通知で初めて死んだと聞かされていた父親の存在を知らされます。また、自分の母親が離婚後に父をどう思い、どのような思いで自分を育てながら生きてきたかも考えます。裁判所では後妻と異母兄弟姉妹がいることを知り対面することになります。DEFから、相続放棄や遺留分放棄を迫られることも予想されます。自分の法律上の権利を主張すべきか。Cさんの心はいっそう乱れるかもしれません。「検認」という手続きのために、これまでの平穏な生活が一変し、予期せぬ波風が立つことも考えられます。(勿論、検認をきっかけに涙の対面となり、パッピーエンドになることもあり得るでしょうが・・・)。

もしこの遺言が「公正証書遺言」なら、「検認」は不要です。Cさんには分からないまま遺言どおり執行され、DEFが全ての財産を相続できます。ただし、その場合でもCには遺留分があるので、「知ってから1年、相続開始から10年」は遺留分減殺請求権があります(民法1042条)。

考え方にもよりますが、Aさんと後妻のDさんが力を合わせて築いてきた財産の中から何がしかの財産を要求するより、何も知らず今ある平穏な生活を続けるほうがCさんにとって幸せな場合もあります。無用な波風を立てないほうがいい場合もあります。公正証書遺言ならそれが可能です。

遺言書の作成は、相続のトラブルを未然に防ぐために必要です。その際、「遺

言の書き方」だけでなく、「遺言の使い方」も考える必要があります。自分の場合は自筆証書遺言を使ってもいいのか、公正証書遺言を使うほうがいいのか、家族状況を見極め検討し選択する必要があります。

(2006. 2. 5 「国分寺マイタウン情報」)